下水道接続で『快適な環境づくり』

5月1日から、区域図に示された東小磯・国府本郷・国府新宿地区の一部の区域が、新たに下水道供用開始（公共下水道が使用できる）区域となります。（左図参照）

【早期接続のお願い】

公共下水道が使えるようになりましたら、家庭などからの汚水を公共下水道に直接流すための排水設備を設置する工事をしていただく必要があります。

くみ取りトイレをご利用の方は供用開始日から3年以内に水洗トイレに改造し、し尿浄化槽をお使いの方も遅滞なく浄化槽を廃止し、公共下水道に接続することが義務づけられています。

町では、供用開始日から3年以内に接続をする場合には、一定の条件を設けて排水設備設置費の助成として、奨励金を交付しています。（下表参照）

また、排水設備設置に要する費用を借り入れる場合には、融資あっせん制度も行っています。

なお、排水設備工事は、必ず町指定工事店に申し込んでください。

すでに公共下水道が使用できる区域にお住まいでまだ接続していない方は、生活環境の向上と水質保全のために接続をお願いします。

◎問い合わせ　建設課
☎内線214・224

平成23年度 供用開始予定区域図

東小磯（台町）

国府本郷（中丸）

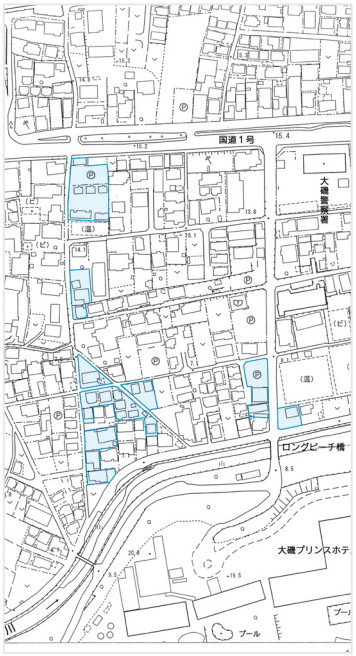

国府本郷（馬場）

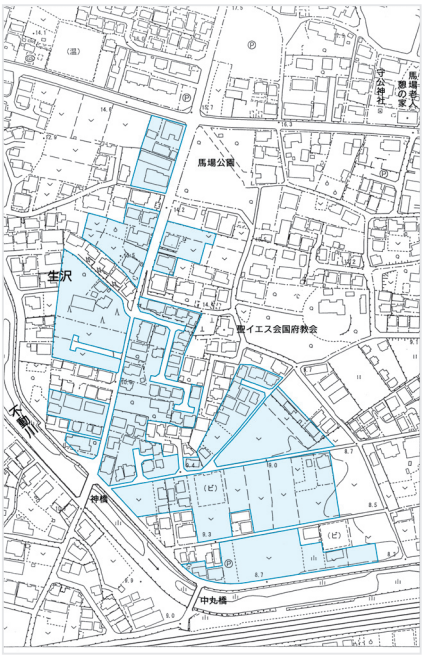

国府新宿（原）

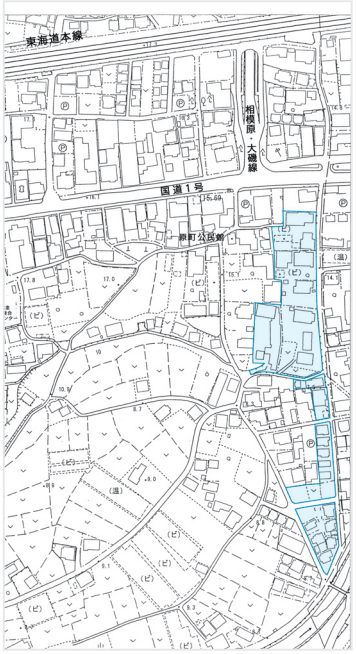

【奨励金の交付額】

排水設備設置費用	供用開始からの経過年数		
	1年目	2年目	3年目
5万円以上15万円未満	12,000円	8,000円	4,000円
15万円以上30万円未満	21,000円	14,000円	7,000円
30万円以上40万円未満	27,000円	18,000円	9,000円
40万円以上	30,000円	20,000円	10,000円

※排水設備設置費用、供用開始経過年数に応じて、交付します。

合併処理浄化槽設置費用一部を補助

単独処理浄化槽またはくみ取り式トイレから合併処理浄化槽に設置替えをする方に補助金を交付します。

▼補助対象者

対象地域内でもっぱら居住用の住宅に家庭用小型合併処理浄化槽へ設置替えをする方。ただし、販売又は賃貸の目的で建物を建築する場合は対象外です。

▼補助対象地域

下水道計画区域(※)以外の区域

(※)下水道計画区域は、建設課下水道担当にご確認ください。

▼申請手続き

浄化槽の着工前までに補助金申請書に浄化槽設置届出受理書の写し、構造図、設計図等を添えて申請してください。

▼補助金額

浄化槽の人数区分	補助限度額
5人槽	332,000円
6・7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

◎問い合わせ
環境美化センター
☎(72)4438